

鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 62 号

鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成 28 年鴨川市告示第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「16 万 2,000 円」を「12 万円」に改める。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。